

川口市電力の購入契約に関する環境配慮項目評価基準

- 1 本市が電力の購入契約に係る競争入札を実施する際の環境配慮項目評価基準は、下表に掲げる基本項目の①前々年度の1kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数、②前々年度の未利用エネルギーの活用状況、③前々年度の再生可能エネルギーの導入状況の3項目及び加点項目に係る数値について、それぞれ同表の区分にあてはめて評価点を求め、当該評価点の合計が70点以上であることとする。

基本項目	区分	評価点
①前々年度の1kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数 (単位：kg-CO ₂ /kWh) ※1	0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上 0.690未満	20
0.690以上	0	
②前々年度の未利用エネルギーの活用状況 ※2	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③前々年度の再生可能エネルギーの導入状況 ※3	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	導入していない	0

加点項目	区分	評価点
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組 ※4	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※1 1 kWh 当たりの調整後二酸化炭素排出係数とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づき、環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに公表された前々年度の調整後排出係数をいう。

※2（1）未利用エネルギーの活用状況とは、前々年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を前々年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値をいう。

[算定方式]

$$\text{前々年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{前々年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端) (kWh)}}{\text{前々年度の供給電力量 (需要端) (kWh)}} \times 100$$

※2（2）未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※2（3）未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいう。

- ①工場の廃熱又は排圧
- ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「FIT 法」という。）第 2 条第 4 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）
- ③高炉ガス又は副生ガス

※2（4）前々年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※2（5）前々年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※3（1）再生可能エネルギーの導入状況は次の算定式によるものとする。

[算定方式]

$$\text{前々年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①+②+③+④+⑤+⑥ (kWh)}}{\text{⑦ (kWh)}} \times 100$$

- ①前々年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端（kWh））
- ②前々年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端（kWh））
- ③グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）
- ④J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）
- ⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に

係る非化石証書の量 (kWh)

⑥非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非FIT 非化石証書の量 (kWh) (ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非FIT 非化石証書に限る。)

⑦前々年度の供給電力量 (需要端(kWh))

※3 (2) 再生可能エネルギー電気とは、FIT 法第2条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)

※3 (3) 前々年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②+③+④+⑤+⑥) は、前々年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。

※3 (4) 前々年度の供給電力量 (⑦) には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※4 需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。

(具体的な評価内容)

①電力デマンド監視による使用電力量の表示 (見える化)

(例: 需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うことなど)

②需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス

(例: リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入など)

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

2 この評価基準は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮し、及び電気事業者の公正な競争を確保するため、社会・経済情勢を踏まえて必要と認めるときは、見直すものとする。